

# ご意見をお聞かせください

## 「第4期志木市障がい者計画、第5期志木市障がい福祉計画」の素案について

第4期志木市障がい者計画、第5期志木市障がい福祉計画は、障害者基本法に基づき障がい者施策の基本的方針及び具体的方策を定める障がい者計画と、障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画及び児童福祉法に基づく障がい児支援計画として、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を定めるものです。第4期障がい者計画は、平成30年度から平成35年までの6年間の計画とし、第5期障がい福祉計画は、第4期障がい者計画の前期期間となる平成30年度から平成32年度の3年間の計画としています。この計画により、障がいのある人が地域でいきいきと暮らすことのできるまちづくりを推進していきます。

担当・問合せ／福祉課 内線2411 FAX(471)7092 ✉fukushi-syougai@city.shiki.lg.jp

## 「志木市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」の素案について

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、「老人福祉計画」(老人福祉法)と「介護保険事業計画」(介護保険法)を一体的に策定するもので、高齢者に関する保健福祉事業や介護保険制度の総合的な計画として、取り組む課題を明らかにし、目標を定めるものです。第7期計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とし、引き続き地域包括ケアシステム(介護などが必要となっても住み慣れた地域で可能な限り自立した生活ができるようにするために「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」を一体的に提供する仕組み)をさらに深化・推進していくための取組などについて明記するものです。

担当・問合せ／長寿応援課 内線2434 FAX(471)7092 ✉tyoju-ouen@city.shiki.lg.jp

## 「志木市成年後見制度利用促進基本計画」の素案について

成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度の利用を促進するための条例に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るためのものです。計画により、地域連携ネットワークの構築に取り組み、迅速に、権利擁護支援が必要な高齢者や障がい者及び児童を、包括的かつ継続的に支援する体制整備などを行います。

担当・問合せ／長寿応援課 内線2421 FAX(471)7092 ✉tyoju-ouen@city.shiki.lg.jp

募集期限／1月26日(金)(当日消印有効)

閲覧場所及び市民意見シートの配布場所／各担当課、柳瀬川・志木駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、いろは遊学図書館、福祉センター、第二福祉センター

※市ホームページからも閲覧、ダウンロードできます。

対象(意見を提出できる人)／市内に在住・在勤・在学する人及び事業者、納税義務者、意見公募手続に係る計画や施策などにつき利害関係がある人

提出方法／所定の市民意見シートに必要事項を記入のうえ、直接持参、郵送、FAXまたはメールで各担当課へ

※市ホームページ上に設けられた専用フォームから意見を投稿することもできます。

※お寄せいただいた意見などを集約した概要とともに、意見に対する市の考え方を公表します。意見に対する個別回答は行いません。また、匿名によるご意見の提出や電話または来庁による口頭での申し出は受付できませんのでご了承ください。

## 納税の猶予(徴収猶予・換価猶予)

問合せ／収納管理課 内線2244

特別な事情により、税金を一時に納付することができないと認められるときは、原則1年以内に限り、税の徴収の猶予を申請することができます(徴収猶予)。

また、納税に誠実な意思を持っている人の財産を直ちに取り立てることにより、事業の継続や生計の維持が困難になることが見込まれる場合などに、原則1年以内に限り、財産の換価が猶予されます(換価猶予)。

なお、平成28年4月1日の地方税法の改正により、納税者からの申請による換価の猶予制度が創設されました。